インフルエンサー招聘等による「新潟＝ソウル線」利用促進業務プロポーザルに係る質問事項への回答

令和８年 11 月 16 日
新潟空港整備推進協議会事務局
（新潟県交通政策局空港課）

No.	質問	回答
仕様書１　事業概要		
1	（「新潟ホーム」との連携条件） 別途構築中の「新潟ホーム」が自動収集する SNS 等について、対象媒体、投稿の収集条件（指定ハッシュタグ・キーワード等）、公開予定時期をご教示ください。また、効果検証のために同ページのアクセス数・流入元等のデータをご共有いただくことは可能でしょうか。	NAVER におけるホーム機能の詳細（システム上の挙動等）に関しては、NAVER 側からはほぼ非公表となっております。恐れ入りますが、必要に応じて NAVER 側にお問合せください。なお、「新潟ホーム」に特別に設定する予定の機能はありません。 公開は今年度内を予定しておりますが、詳細な時期は未定です。
仕様書３　委託業務内容　⑴インフルエンサーを活用した情報発信　①マイクロインフルエンサーの活用		
2	（欠航等の場合の代替経路） 取材時の「新潟＝ソウル線」利用が必須とされていますが、降雪等による欠航や機材繰り等の不可抗力が発生した場合、羽田・成田経由等の代替ルートによる渡航は認められるでしょうか。また、代替経路に要する追加交通費の支弁可否をご教示ください。	代替ルートによる渡航は可能ですが、代替ルートを用いたことにより追加で発生した費用（交通費・宿泊費）の支弁はできません。委託料の範囲内で個別対応をお願いします。
3	（インフルエンサーの選定について） 仕様書に「取材を行う際は、ソウル線を利用して新潟を訪れること」とありますが、日本国内在住のインフルエンサーであっても、選定対象としてよろしいでしょうか。	韓国在住のインフルエンサーの起用を想定しておりますが、事業目的を達成できるのであれば、日本国内在住のインフルエンサーの活用を完全には妨げません

4	（航空券・宿泊費等の費用負担について） インフルエンサーの招聘に係る航空券代及び宿泊費について、航空券や宿泊施設の価格は時期や予約状況によって変動することが想定されます。 そのため、日程調整の結果、当初想定していた予算を超過する場合、参加人数を減員する必要があるのでしょうか。 また、事業効果の最大化に向けて、一定の範囲内で予算の追加や費用配分の調整を認めていただくことは可能でしょうか。	時期による渡航費用の変動はやむを得ないことですが、その可能性も想定の上、委託料の範囲内で効果を最大化できるような提案をご検討いただきたいと思います。航空券代金等の変動が生じたとしても、原則的には、ご提案いただいた人数・内容は変えないように、可能な限り調整していただきたいと思います。 費用配分の調整は可能ですが、予算の追加は原則的には不可です。
仕様書３　委託業務内容　⑴インフルエンサーを活用した情報発信　②ミドルインフルエンサーの活用		
5	（ミドルインフルエンサーの要件） ミドルインフルエンサー２名以上について、各人が「旅行ジャンルの発信を主とすること」と「NAVER 公認ブロガーであること」の両方の条件を満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、NAVER 公認ブロガーであることの確認・証明方法について指定があればご教示ください。	どちらか一方の条件を満たしていれば可とします。 NAVER 公認ブロガーであることの確認・証明方法に特段指定はございませんので、プロフィール欄に NAVER 公認インフルエンサーであることの記載があるか、NAVER インフルエンサー公式サイト（https://in.naver.com/discover）でプロフィールが確認できるか等の一般的に確認可能な方法によりご確認ください。
6	（同行スタッフの費用） ミドルインフルエンサー等の招聘に際し、撮影スタッフやマネージャーの同行が必要となった場合、同行者の航空券、宿泊費、県内移動費等は委託費の支弁対象となるでしょうか。対象となる場合、人数や金額に係る上限・条件があればご教示ください。	同行スタッフの渡航費用等に係る経費も支弁対象となります。上限や条件は特に設けませんが、社会通念上妥当と考えられる範囲での支出としてください。
7	（ミドルインフルエンサーの条件） 仕様書 3⑴②のミドルインフルエンサーの条件「旅行ジャンルの発信を主とするインフルエンサー」と「NAVER 公認ブロガー」について、起用する最低２人は両方の条件を満たす必要があるのでしょうか。それとも、どちらか一方を満たせばよいのでしょうか。	どちらか一方の条件を満たしていれば可とします。

仕様書３　委託業務内容　⑴インフルエンサーを活用した情報発信　③効果測定		
8	（路線利用への寄与の効果測定） ソウル線利用への寄与を検証するため、航空会社等の搭乗・予約実績データ（施策前後の利用者数等）を受託者に提供・共有いただくことは可能でしょうか。提供が難しい場合、アンケートやSNS・ブログ内の誘導リンク（UTM等）の計測による推定・把握を効果測定手法として提案して差し支えないでしょうか。	大韓航空との協議によりますが、基本的にはデータ提供は難しいものとお考えください。 例示していただいた手法は、効果測定手法としてご提案いただいて差し支えありません。
仕様書３　委託業務内容　⑴インフルエンサーを活用した情報発信　④インフルエンサーによる情報発信に係る留意事項等		
9	（肖像を含む素材の二次利用） 撮影素材等の権利帰属と、委託者による事前連絡のない加工・二次利用について、インフルエンサー本人の肖像（顔等）を含む写真・動画の改変・加工も事前確認なしで行えることが必須でしょうか。肖像を含む素材の加工・二次利用に限り、本人への事前確認を条件とすることは可能でしょうか。	成果物に係る権利は新潟空港整備推進協議会に帰属し、二次利用の範囲も特段の定めを設けない形が望ましいですが、その条件がインフルエンサーの起用に大きく影響する場合は、成果物に係る権利の取り扱い・二次利用の範囲ともにインフルエンサーとの事前協議により定めた内容として差し支えありません。
10	（二次利用の範囲） 仕様書3⑴④ウと「留意事項」(6) で、成果物に係る権利は 新潟県及び新潟空港整備推進協議会に帰属するとされています。インフルエンサーの投稿や撮影素材の二次利用の範囲（期間・媒体）は、インフルエンサーとの事前協議で定めた内容でよろしいでしょうか。	成果物に係る権利は新潟空港整備推進協議会に帰属し、二次利用の範囲も特段の定めを設けない形が望ましいですが、その条件がインフルエンサーの起用に大きく影響する場合は、成果物に係る権利の取り扱い・二次利用の範囲ともにインフルエンサーとの事前協議により定めた内容として差し支えありません。

11	（二次利用について） 仕様書では、インフルエンサーが制作した写真・動画等の権利が新潟県及び新潟空港整備推進協議会に帰属する旨の記載がありますが、インフルエンサーが制作するコンテンツの著作権をすべて発注者側に帰属させる条件は、インフルエンサー本人の参加承諾やキャスティングに影響する可能性があると考えます。 つきましては、著作権は原則として制作者であるインフルエンサーに帰属させたうえで、新潟県及び新潟空港整備推進協議会が、本事業の広報・観光PR等を目的として、期間や媒体を限定せず無償で二次利用できる使用許諾方式とすることは可能でしょうか。 また、二次利用にあたっては、利用媒体、利用期間、編集・加工の可否、クレジット表記の要否等について、別途協議のうえ定めることは可能でしょうか。	成果物に係る権利は新潟空港整備推進協議会に帰属し、二次利用の範囲も特段の定めを設けない形が望ましいですが、その条件がインフルエンサーの起用に大きく影響する場合は、成果物に係る権利の取り扱い・二次利用の範囲ともにインフルエンサーとの事前協議により定めた内容として差し支えありません。
12	（成果物(撮影素材等)の権利帰属および二次利用の範囲について） (1) 著作権の譲渡・許諾について インフルエンサーが撮影・制作した画像・動画等について、著作権自体の完全譲渡が必須となるでしょうか。または、県および協議会様が広報目的で利用できる「二次利用許諾」での対応も可能でしょうか。 (2) 二次利用の条件について 二次利用許諾での対応が可能な場合、以下の具体的な利用条件についてご教示いただけますでしょうか。 ・対象媒体：Webサイト、SNS、印刷物（パンフレット等）などの利用可能範囲 ・利用期間：利用可能な期間（無期限、または一定期間など） ・広告配信：Web広告やSNS広告等の有料広告配信での使用可否	成果物に係る権利は新潟空港整備推進協議会に帰属し、二次利用の範囲も特段の定めを設けない形が望ましいですが、その条件がインフルエンサーの起用に大きく影響する場合は、成果物に係る権利の取り扱い・二次利用の範囲ともにインフルエンサーとの事前協議により定めた内容として差し支えありません。

13	（出演・投稿謝礼の対象経費） 仕様書ではインフルエンサー等の取材・情報発信について本事業費で負担するものを「訪日に係る旅費及び県内滞在に係る費用」と記載されています。インフルエンサー本人に支払う出演・投稿謝礼や制作・投稿に伴う報酬も委託費の支弁対象となるでしょうか。また、協議により定める上限額の適用範囲をご教示ください。	インフルエンサーへの謝礼・日当等も取材・投稿経費一式として支弁対象としてお取り扱いください。 上限額は、取材・投稿経費一式に対し定め適用することとします。
14	（インフルエンサーへの謝礼） 仕様書3(1)④イ「インフルエンサー等が取材、情報発信する場合、本事業費で負担するのは、訪日に係る旅費及び県内滞在に係る費用とし、上限額を設ける」とありますが、インフルエンサーへの投稿謝礼（PR投稿費）は委託料の対象外という理解でよろしいでしょうか。 対象となる場合は、計上すべき費目（人件費、役務費等）をご教示ください。 対象外の場合は、旅費・県内滞在に係る費用の1人あたり上限額の目安をご教示ください。	インフルエンサーへの謝礼・日当等も取材・投稿経費一式に含め支弁対象としてお取り扱いください。
15	（旅費及び県内滞在費の上限設定について） 本記載における「上限額を設けることとする」という趣旨について、以下の点をご教示ください。 高級ホテルの利用制限や、インフルエンサーが予定ルートから外れて県内を自由に移動・滞在した場合の費用（想定外の移動や過度な支出）に対して制限をかけるという意味でしょうか。	具体的な事由は申し上げませんが、滞在費用が不当に高額にならないようにしたいという意図です。

仕様書３　委託業務内容　⑵グリーンシーズンのソウル線利用促進のための広報		
16	（グリーンシーズン広報の実施時期） 対象となる旅行時期は2027年４～６月ですが、委託期間は同年３月31日までとされています。広告・広報の配信、成果物の納品、効果測定・実績報告はすべて３月31日までに完了する前提でよろしいでしょうか。また、４月以降の旅行・搭乗実績を事後的に検証する必要はありますでしょうか。	委託業務は全て令和９年３月31日までに完了してください。 ４月以降の搭乗実績等は、委託契約期間外ですので検証する必要はありません。
17	（グリーンシーズン広報の実施時期） 仕様書3⑵のグリーンシーズン（概ね4～6月）のソウル線利用促進のための広報について、広告の出稿などの実施は委託期間内（令和9年3月31日まで）に終える必要があるのでしょうか。それとも、4月以降の出稿も可能でしょうか。	委託業務は全て令和９年３月31日までに完了してください。 ４月以降の広告出稿等は、委託契約期間外ですので不可です。
18	（写真・動画素材の提供） グリーンシーズンの広報（仕様書3⑵）で、春から初夏の新潟県の写真・動画素材が必要になります。県または協議会が保有している素材を提供していただくことは可能でしょうか。	基本的には可能ですが、保有していない素材もあることをご了承ください。
仕様書　委託料の支弁の対象となる経費等		
19	（飲食費・試食費の取扱い） 仕様書では「飲食に係る経費」が支弁対象外とされていますが、必須テーマ「ローカルフード」の取材に伴う試食・飲食代、及び招聘インフルエンサーの滞在中の食事代も対象外でしょうか。また、出演・投稿謝礼や定額の日当を設定する場合、それぞれの支弁可否と飲食実費との区分・精算方法をご教示ください。	取材に伴う飲食代金は、取材・投稿経費一式に含むものとして支弁対象とします。インフルエンサーへの謝礼・日当等も取材・投稿経費一式に含め支弁対象としてお取り扱いください。

20	（飲食費の扱い） 仕様書「委託料の支弁の対象となる経費等」⑵④（※項番が「３」で重複している箇所）で「飲食に係る経費」が支弁の対象とならない経費とされていますが、取材時の飲食（必須テーマ「ローカルフード」の取材を含む）は、取材先からの提供や受託者の自己負担で対応する想定でよろしいでしょうか。 また、県内滞在に係る費用（仕様書3⑴④イ）に食事代を含めることは可能でしょうか。	取材に伴う飲食代金は、取材経費一式に含むものとして支弁対象とします。
その他		
21	（支払方法） 実施要領13⑵で「委託費の支払いについては、原則として精算払とする」とされていますが、概算払または部分払は可能でしょうか。 あわせて、支払時期の目安をご教示ください。	やむを得ない事情がある場合は可能です。なお、契約書において概算払の可否を定める必要があるため、概算払が必要となることが想定される場合は、契約締結前にその旨をお申し出ください。
22	（類似業務実績一覧表の記載方法） 別紙様式３（類似業務実績一覧表）で、守秘義務のある案件の発注者名（「契約先」欄）を「非公表」と記載することは可能でしょうか。また、様式３には契約金額の記入欄がありませんが、契約金額は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	守秘義務のある案件の発注者名を非公表としても差し支えありません。 契約金額の記載は不要です。